

輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令等に対する意見募集手続の結果について

令和4年11月1日
経済産業省
貿易経済協力局
貿易管理課

輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令等に対する意見募集について、令和4年9月1日から同年9月30日まで意見公募手続を実施しました。提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第43条第2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」について、同注意事項の別紙12の改正が必要である。	御指摘の点については、適切に処置いたします。
2	貨物を定義する省令の一部改正する省令であっても、附則（経過措置）条項を必要としないのか確認されたい。 安保関連規程である貨物等省令（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令）においては、経過措置条項を規定すべくパブコメを実施している。 （罰則に関する経過措置） 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	今般の改正は新たに規制対象の追加を行うものであり、特段の経過措置の設定は不要と判断しております。
3	輸出に関しては了解。	改正後の本制度についても適切な運用がされるよう努めて参ります。

※そのほか、本意見募集とは関係ない意見が2件到達し、当該意見に対する当省の考え方は示しませんが、今後の参考とさせていただきます。

※公示時の案から、一部法令用語等について技術的な修正をさせていただきます。